年金１（問題）

【第Ⅰ部】

問題１．（１）～（６）の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。　（計 26 点）

（１）確定給付企業年金に関して、次の（ア）～（エ）に適切な語句を入力しなさい。　（4 点）

〇確定給付企業年金法
（裁定）
第三十条　給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、［（ア）］等が裁定する。
２　［（ア）］は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理運用機関に通知しなければならない。
３　資産管理運用機関又は［（イ）］（以下「資産管理運用機関等」という。）は、第一項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

〇確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）
第６ 積立金の運用に関する事項
１　運用の基本方針について
（　略　）
なお、運用の基本方針の作成又は変更に当たっては、令第４５条第３項の規定に基づき、加入者の意見を聴くこと。
当該加入者の意見を聴く方法は、規則第８４条の２第１項に規定する方法により実施すること。なお、加入者の意見を聴く方法については次の①から⑤までに留意すること。
①　規則第８４条の２第１項第１号の方法により行う場合で、当該加入者の代表者が参画する委員会を設置する場合にあっては、同条第２項の規定に基づき、専門的知識及び経験を有する［（ウ）］を当該委員会に参加させることも可能であること。
②～④　（　略　）
⑤リスク分担型企業年金の場合は、規則第８４条の２第１項第１号ハ及び第２号ハに基づく情報開示と同様に、調整率（規則第２５条の２第１項に規定する調整率をいう。以下同じ。）及び［（エ）］（規則第２５条の２第２項に規定する［（エ）］をいう。以下同じ。）に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること。
２～５（　略　）

（２）確定拠出年金に関して、次の（ア）～（エ）に適切な語句あるいは数値を入力しなさい。
（4点）

〇確定拠出年金法

（失権）

第三十六条　老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

一　受給権者が死亡したとき。

二　当該企業型年金の［（ア）］の受給権者となったとき。

三　当該企業型年金に［（イ）］がなくなったとき。

〇確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）

第１ 企業型年金規約の承認基準等に関する事項

１．（　略　）

２．事業主掛金に関する事項

（１）（　略　）

（２）「給与」の具体的な内容

法第４条第１項第３号中の「給与」とは、以下の基準に該当するものとすること。

①　「給与」は、給与規程若しくは退職金規程又はこれらに準ずるものに定められたものを使用することを原則とするが、年金制度のために特別に定められた給与であっても、［（ウ）］が介入するおそれがないと認められるもの（厚生年金基金及び確定給付企業年金において認められているポイント制により算出した給与を含む。）については、給与規程若しくは退職金規程又はこれらに準じるものに定めることにより、法第４条第１項第３号の給与とすることができること。

②、③（　略　）

④　就業規則又は労働協約に日給者及び月給者の区分が明定されている場合において、日給の月給換算は就業規則又は労働協約の定めによるものとし、その定めがない場合は、［（エ）］倍の範囲で換算するものとすること。

（３）～（１０）（　略　）

３．～１１．（　略　）

（３）確定給付企業年金に関する次の（ア）～（エ）の文章について、下線部分を正しい内容に改めたものを入力しなさい。（4 点）

（ア）基金の合併に関する厚生労働大臣の認可の申請は、代議員会における代議員の定数の過半数による議決を経て行わなければならない。

（イ）確定給付企業年金法施行規則第３８条第１項に定められている掛金の額の算定方法は、以下のとおりである。
- 加入者の給与に類するものに一定の割合を乗ずる方法
- 加入者の年齢又は加入者が資格を取得したときの年齢に応じて額を定める方法
- 加入者の給与又は給与に類するものに、 ※ に応じて定めた割合を乗ずる方法
- 定額、給与に一定の割合を乗ずる方法及び上記の 3 つの方法のうち２つ以上の方法を組み合わせた方法

（注） ※ は出題の関係上省略している。

（ウ）「給付の額を減額しない場合に増加する掛金の額が事業主の当期純利益の過去３年間程度の平均の概ね２割以上となっている」場合、確定給付企業年金法施行規則第５条第２号に定められている給付減額の理由に該当する。

（エ）①老齢給付金、②脱退一時金（その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったときを除く）、③障害給付金および④遺族給付金のうち、規約に支給の繰下げ規定を設けることができるものをすべて挙げると①、②、③、④である。

（４）確定拠出年金に関する次の（ア）～（エ）の文章について、下線　　部分を正しい内容に改めたものを入力しなさい。（4 点）

（ア）企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が老齢給付金の支給を請求することなく６５歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

（イ）中小企業退職金共済制度の被共済者である第１号厚生年金被保険者が 2024 年（令和６年）12 月 1 日に個人型年金に加入する場合の個人型年金の拠出限度額は月額 12,000 円である。ただし、これら以外の企業年金制度、退職金共済制度等へは加入していないものとする。

（ウ）企業型年金が終了した場合における確定拠出年金法第８０条及び第８２条の規定による他の企業型年金や国民年金基金連合会への個人別管理資産の移換は、当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して１年以内に行うものとする。

（エ）企業型年金加入者とすることについて「一定の資格」を定める場合で、「一定の資格」を「一定の職種」・「一定の勤続期間」とするときは、基本的には、企業型年金加入者とならない従業員については、退職手当制度（退職手当前払制度を含む）が適用されており、さらにこれらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすることとされている。

（５）公的年金に関する次の（ア）、（イ）の文章について、［（ａ）］～［（ｅ）］に適切な語句を、それぞれの選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（5 点）

（ア）厚生年金保険法において、年金額に関して以下のとおり定められている。

（年金額）

第四十三条　老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

２　受給権者が毎年［（ａ）］（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額は、基準日の［（ｂ）］の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の［（ｃ）］から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の［（ｂ）］の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の［（ｃ）］から、年金の額を改定する。

３　（　略　）

【選択肢】			
（Ａ）四月一日	（Ｂ）六月一日	（Ｃ）七月一日	（Ｄ）九月一日
（Ｅ）属する月前	（Ｆ）属する月	（Ｇ）属する月の翌月	（Ｈ）属する月の翌々月

（イ）国民年金制度の給付の種類に該当するものとして選択肢の中から当てはまるものの記号をすべて挙げると［（ｄ）］である。また、厚生年金保険制度の給付の種類に該当するものとして選択肢の中から当てはまるものの記号をすべて挙げると［（ｅ）］である。

【選択肢】			
（Ａ）老齢基礎年金	（Ｂ）老齢厚生年金	（Ｃ）付加年金	（Ｄ）寡婦年金
（Ｅ）老齢手当金	（Ｆ）障害手当金	（Ｇ）遺族手当金	（Ｈ）死亡一時金

（６）次の（ア）、（イ）の文章について、［（ａ）］～［（ｄ）］に適切な語句を入力しなさい。また、［（ｅ）］に適切な語句を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。（5 点）

（ア）［（ａ）］制度は、［（ｂ）］・清酒製造業・林業を営む企業向けに設けられた社外積立の退職給付制度であり、［（ｃ）］制度とは別に、［（ｃ）］法（昭和 34 年法律第 160 号）に基づいて独立行政法人［（ｄ）］が運営を行っている。

（イ）Ａさんは、2018 年（平成 30 年）に退職し、確定給付企業年金の老齢給付金のうち一部を一時金として受け取り、残りは年金で受け取ることを選択して、年金の支給を受けた。その後、2020 年（令和 2 年）になって、年金の受け取りをやめ、将来の年金給付の総額に代えて一時金として受け取った。この場合、2020 年（令和 2 年）に受け取った一時金は［（ｅ）］となる。

【選択肢】

（Ａ）2018 年（平成 30 年）分の退職所得　（Ｂ）2020 年（令和 2 年）分の退職所得
（Ｃ）2018 年（平成 30 年）分の一時所得　（Ｄ）2020 年（令和 2 年）分の一時所得
（Ｅ）2018 年（平成 30 年）分の雑所得　（Ｆ）2020 年（令和 2 年）分の雑所得

問題２．（１）～（５）の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。　（計 24 点）

（１）確定給付企業年金に関し、次の（ア）～（エ）の設問に解答しなさい。　（10 点）

（ア）１つの厚生年金適用事業所が複数の確定給付企業年金を実施することができる場合として、確定給付企業年金法施行令第１条に定める場合（注）以外の、確定給付企業年金法施行規則第１条に定める場合を３つ簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

（注）複数の厚生年金適用事業所が共同で実施する確定給付企業年金に加入する一方で、企業独自に実施する確定給付企業年金に加入する等、企業年金を実施する事業主の範囲が異なる場合。

（イ）リスク分担型企業年金を実施する事業主等がその実施事業所を減少させるときに、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる場合として、確定給付企業年金法施行規則第２５条の２第２項に定める場合を簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

（ウ）加入者の資格を区分(グループ区分)することができる場合として、『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈)』に定める場合を簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

（エ）確定給付企業年金法第３２条第２項において、給付の額は、加入者期間又は当該加入者期間における給与の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的な方法により算定されたものでなければならないと定められている。

「その他これに類するもの」は、ポイント制を採用している場合における労働協約等に定められたポイントをいうが、当該ポイントが満たすべき要件として、『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈)』に掲げる要件を３つ簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

（２）確定拠出年金に関し、次の（ア）～（ウ）の設問に解答しなさい。（6 点）

（ア） 確定拠出年金法第３３条第１項に定める、老齢給付金の支給の請求に関する通算加入者等期間の要件を簡潔に入力しなさい。ただし、以下の取扱いについては触れなくてよい。（250 字以内）

<触れなくてよい取扱い>

企業型年金加入者であった者のうち一定の年齢要件を満たす者について、通算加入者等期間を有しない場合であっても企業型年金加入者となった日などから起算して５年を経過した日から請求できる。

（イ）通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和 3 年 9 月 1 日年企発第 0901 第 2 号）」に定める、加入者が掛金の一部を負担している場合の他制度掛金相当額及び共済掛金相当額にかかる取扱いについて簡潔に入力しなさい。なお、「確定給付企業年金制度の場合」と「確定給付企業年金制度以外の他制度の場合」のそれぞれについて入力すること。また、制度内容に応じた具体的な算定方法には触れなくてよい。（250 字以内）

（ウ）以下のＢさんについて、（ａ）、（ｂ）それぞれにおける金額を入力しなさい。なお、算出過程についても入力すること。（（ａ）、（ｂ）それぞれ 100 字以内）

<Ｂさんの情報>

・企業型年金に加入しており、確定拠出年金法施行令に規定する他制度加入者、個人型年金同時加入可能者のいずれにも<u>該当しない</u>
・企業型年金加入者掛金の<u>拠出はない</u>
・Ｂさんが加入している企業型年金の拠出区分期間は３か月（年４回（３月、６月、９月、１２月）の各月に前月までの分の事業主掛金を拠出）である

（ａ）2022 年（令和 4 年）12 月に 60,000 円（月額ベースで 20,000 円）、2023 年（令和 5 年）3 月に 60,000 円（月額ベースで 20,000 円）の事業主掛金を拠出した場合の 2023 年（令和 5 年）6 月における事業主掛金の最大額

（ｂ）2023 年（令和 5 年）3 月に 60,000 円（月額ベースで 20,000 円）、2023 年（令和 5 年）6 月に 60,000 円（月額ベースで 20,000 円）、2023 年（令和 5 年）9 月に 80,000 円（月額ベース 20,000 円に加え賞与のあった 6 月分は 20,000 円を加算）の事業主掛金を拠出した場合の 2023 年（令和 5 年）12 月における事業主掛金の最大額

（３）公的年金に関し、次の（ア）、（イ）の設問に解答しなさい。（4 点）

（ア）国民年金及び厚生年金の年金額改定に関して、次の（ａ）、（ｂ）それぞれの算出方法を簡潔に入力しなさい。ただし、具体的な数値には触れなくてよい。（(ａ)、(ｂ) それぞれ 150 字以内）

（ａ）名目手取り賃金変動率

（ｂ）マクロ経済スライドによるスライド調整率（前年度までの未調整分については触れなくてよい）

（イ）被用者保険の適用拡大に関して、2022 年（令和 4 年）10 月に施行された、５人以上の個人事業所に係る適用業種に関する改正内容について、改正理由も含めて簡潔に入力しなさい。（250 字以内）

（４）中小企業退職金共済制度に関し、次の（ア）、（イ）の設問に解答しなさい。（2 点）

（ア）新しく中小企業退職金共済制度に加入する事業主に対する、国の助成について簡潔に入力しなさい。（250 字以内）

（イ）掛金月額を増額する事業主に対する、国の助成について簡潔に入力しなさい。（250 字以内）

（５）年金資産に関する税制として、特別法人税に関し、次の（ア）、（イ）の設問に解答しなさい。

（2 点）

（ア）特別法人税を課税することの考え方について、簡潔に入力しなさい。（250 字以内）

（イ）特別法人税は、超低金利の状況等を踏まえて 1999 年度（平成 11 年度）から凍結されてはいるが、確定給付企業年金、確定拠出年金の年金資産のうち、それぞれの課税対象部分について、簡潔に入力しなさい。なお、具体的な税率については触れなくてよい。（250 字以内）

【第Ⅱ部】

問題３．次の（１）～（５）の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。　（計 10 点）

Ａ社は、確定給付企業年金（以下「ＤＢ」という。）と企業型年金（以下「企業型ＤＣ」という。）を実施しており、今般、定年年齢を６０歳から６５歳に引き上げるにあたり、退職給付制度の見直しを検討している。

なお、退職給付制度の見直しにあたり、定年間際の社員のライフプラン等を考慮し、規約の資格喪失の時期に規定する年齢（以下、「資格喪失年齢」という。）を以下の案Ⅰまたは案Ⅱのいずれかとすることを検討している。

また、現在のＡ社のＤＢ制度の概要は資料のとおりである。

		資格喪失年齢	
		ＤＢ	企業型ＤＣ
見直し前		６０歳	６０歳
見直し後	案Ⅰ	６５歳	６０歳
	案Ⅱ	６０歳	６５歳

（資料：現在のＡ社のＤＢ制度の概要）

予定利率	２．０％
給付利率（年金換算率） 繰下利率	２．０％
資格喪失年齢	６０歳
支給要件	＜老齢給付金＞ 加入者期間２０年以上かつ６０歳到達 （支給の繰下げ不可） ＜脱退一時金＞ 加入者期間３年以上
年金支給期間	１５年保証終身
年金額	支給開始時の給付原資（※）を１５年確定年金現価率で除して算出した額（終身部分も同額） （※）資格喪失時の脱退一時金額に対して、資格喪失時から支給開始時まで繰下利率に基づいて付利した額
脱退一時金額	資格喪失時ポイント累計×ポイント単価（１万円） ×退職事由別乗率

（注１）リスク分担型企業年金ではない。
（注２）掛金は全額事業主負担である。
（注３）最低保全給付の計算方法は確定給付企業年金法施行規則第５４条第１項第１号に定める方法を採用しており、退職給付制度の見直し前後の標準資格喪失年齢は、それぞれ資格喪失年齢と同一とする。

（１）案Ⅰにおいて、ＤＢ制度の見直し（加入者のみを対象とする）にあたり、以下のＡ社の意向を満たす給付設計（支給要件（老齢給付金）、年金支給期間、年金額、脱退一時金額など）について、どのようなものが考えられるか、簡潔に入力しなさい。(500 字以内)　（3 点）

＜Ａ社の意向＞

・６０歳以降は、ポイントの累計は行わない。

・給付減額は回避したいが、給付の伸びはできる限り抑制したい。

・保証期間終了後の終身部分の年金額は、現行水準を維持したい。

（２）案Ⅱにおいて、企業型ＤＣの資格喪失年齢を６５歳に変更することに加え、ＤＢ制度についても加入者のライフプランおよび税制上の観点から、老齢給付金の支給の繰下げ（６５歳を上限とする）を可能とすることを検討している。老齢給付金の支給を繰下げた際の給付設計（年金支給期間、年金額）について、どのようなものが考えられるか、簡潔に入力しなさい。ただし、Ａ社の意向は（１）と共通とし、繰下げを見込んだ場合の通常予測給付現価は、ＤＢ制度の見直し前の通常予測給付現価を下回らない給付設計とする。(500 字以内)　（1 点）

（３）Ａ社に勤務するＣさんは、Ａ社の退職給付制度の見直しと同時に、企業型ＤＣのマッチング拠出または個人型年金（以下「ｉＤｅＣｏ」という。）への拠出のいずれかを開始することを検討している。案Ⅰにおいて、退職給付制度の見直し後のＤＢ制度の他制度掛金相当額が月額 29,000 円で、企業型ＤＣにおけるＣさんの事業主掛金が月額 22,000 円であるとき、退職給付制度の見直し時期が 2024 年（令和 6 年）11 月以前の場合（12 月以降は拠出限度額にかかる経過措置（注）を適用する前提）と 2024 年（令和 6 年）12 月以降の場合のそれぞれについて、Ｃさんはどのような拠出（企業型ＤＣのマッチング拠出またはｉＤｅＣｏへの拠出。毎月拠出とする。）を行うことができるか、簡潔に入力しなさい。(500 字以内)　（2 点）

（注）2024 年（令和 6 年）12 月 1 日において現に実施している企業型ＤＣの加入者にかかる拠出限度額は、月額 55,000 円から他制度掛金相当額を控除した額が月額 27,500 円を下回る場合には、27,500 円とする経過措置

（４）Ａ社に勤務する以下のＤさんは、退職給付制度の見直し後（案Ⅰが採用されたものとする）に６０歳を迎え、その後６５歳で定年退職した。Ｄさんの企業型ＤＣからの老齢給付金（一時金）およびＤＢからの老齢給付金（一時金）それぞれについて、退職所得として課税される場合は退職所得の金額、一時所得として課税される場合は一時所得の金額を入力しなさい。なお、算出過程についても入力すること。（500 字以内）　（1 点）

＜Ｄさんの情報＞

・６０歳（在職中）時に企業型ＤＣから老齢給付金（一時金）900 万円を受け取り、その 5 年後の６５歳（定年退職）時にＤＢから老齢給付金（一時金）1,500 万円を受け取った。（ＤＢからの受け取りの際に、「前年以前４年内に退職手当等の支払を受けたことがある場合」には該当しないものとする。）
・企業型ＤＣの加入者期間（６０歳時のＡ社の勤続期間と同一）は 21 年 6 か月、ＤＢの加入者期間（６５歳時のＡ社の勤続期間と同一）は 26 年 6 か月であり、すべての期間が勤続年数の計算に含まれるものとする。

（５）Ａ社は、今般の退職給付制度の見直しを機に、さらに一歩踏み込んで、財政運営の健全化や将来の長寿化リスクに備えるため、ＤＢ制度の終身年金を廃止することも別途検討している。
さらに、現役従業員と既に退職した従業員との公平性の観点から、ＤＢ制度の受給権者についても、終身年金の廃止の対象とすることを検討している（加入者である受給権者は存在しないものとする。）。

　ＤＢ制度の受給権者の給付減額を行う場合に必要な措置・手続きについて触れたうえで、ＤＢ制度の受給権者についても終身年金の廃止の対象とすることに関するアドバイスについて、簡潔に入力しなさい。なお、給付減額の理由に関する要件については、触れなくてよい。（既にＡ社宛て説明済の前提とする。）（750 字以内）　（3 点）

問題４．（１）、（２）の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。（計 40 点）

（１）2023 年（令和 5 年）の賃金動向は多くの企業でベースアップ（以下、「ベア」という）要求があり、人手不足や物価高に対応する形で定期昇給も合わせた賃上げが数十年ぶりの高水準で実施された。

上記に関して、次の（ア）、（イ）の各問に解答しなさい。（20 点）

（ア）物価上昇に伴うベアが単年度に限り実施された場合、確定給付企業年金制度の給付額に与える影響、およびベア相当分が給付額に反映されない場合は、反映させるための方策について、以下の給付設計ごとにそれぞれ簡潔に入力しなさい。（500 字以内）

＜給付設計＞

・定額方式

・最終給与比例方式

・ポイント制方式

・元利合計比例方式（キャッシュバランスプラン）

（イ）人手不足や物価上昇及びそれに伴うベアの実施が今後も継続する局面を迎えた場合における、望ましい企業年金制度（確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度）について、「（ａ）従業員の老後所得保障という観点」と、「（ｂ）企業年金制度を実施する事業主側の観点」から見た所見をそれぞれ入力しなさい。（（ａ）、（ｂ）それぞれ 1,500 字以内）

（２）従来、我が国では終身雇用が基本であったが、近年では雇用の流動化が進み、会社員（第２号被保険者）の転職が増加している。

こうした状況下、厚生労働省による「令和 2 年転職者実態調査」によると、個人調査における転職支援に関する行政への要望としては、「より多くの求人情報の提供」に次いで、「企業年金・退職金が不利にならないような制度の改善」が２番目に高い割合となっており、現在の企業年金制度が転職者のニーズに対して十分に応えられていないとも考えられる。

以上を踏まえ、雇用の流動化が進展している状況下における、高齢期における所得の確保や生活の安定を実現できるための年金制度の望ましいあり方について、所見を入力しなさい。

なお、解答にあたっては、企業年金制度について述べること、あるいは公的年金制度および企業年金制度について述べることのいずれも可能とし、税制を含めた現状の法令等に基づいて述べること、あるいは法令等の改正が必要として述べることのいずれも可能とする。(2,500 字以内)

(20 点)

以上